

名 称	碳排放权交易管理办法（试行）		
索引号	000014672/2021-00004	分 类	应对气候变化
发布机关	生态环境部	生成日期	2021-01-05
文 号	部令 第19号	主 题 词	

<以下、仮訳ですので、ご利用に当たっては、原文をご確認ください>

二酸化炭素排出権取引管理弁法（試行）

<<二酸化炭素排出権取引管理弁法（試行）>>は、2020年12月25日の生態環境部部内会議で検討・承認され、ここに公布し、2021年2月1日から施行する。

部長 黄润秋

2020年12月31日

二酸化炭素排出権取引管理弁法 （試行）

第1章 総 則

第1条 （制定主旨）

全国的な二酸化炭素排出権取引市場の構築に関する党中央委員会と国务院の決定を実行するために、本法を制定する。気候変動への対応及びグリーンで低炭素社会の発展促進に向けて、市場メカニズムの作用を十分に発揮し、温室効果ガス排出削減を推進し、国の二酸化炭素排出権取引及び関連活動を標準化し、温室効果ガス排出管理に関する国の要件に従って本法を制定する。

第2条 （適用範囲）

本法は、二酸化炭素排出量の割当てと支払い、二酸化炭素排出権の登録、取引、決済、温室効果ガス排出の報告と検証等の活動、およびこれらの活動の監督・管理を含み、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動に適用する。

第3条 （活動の原則）

全国二酸化炭素排出権取引及び関連する活動は、市場志向、段階的な進展、公平性と公開性及び誠実さと信頼性の原則を堅持しなければならない。

第4条 （手順）

生態環境部は、関連する国内規定に従って、全国に二酸化炭素排出権取引市場を設立する。全国二酸化炭素排出権取引市場がカバーする温室効果ガスの種類と産業の範囲は、生態環境部が策定し、手順に従って承認された後に公表、実施される。

第5条 （二酸化炭素排出権登録機関と取引機関）

生態環境部は、関連する国内規定に従って、全国二酸化炭素排出権登録機関と全国二酸化炭素排出権取引機関の設立を組織し、全国二酸化炭素排出権登録システムと全国二酸化炭素排出権取引システムを構築する。

全国二酸化炭素排出権登録機関は、全国二酸化炭素排出権登録システムを通じて二酸

化炭素排出枠の保有、変更、支払い、取消しを記録し、決済サービスを提供する。全国二酸化炭素排出権登録システムによって記録された情報は、二酸化炭素排出枠の所有権を決定するための最終的な基礎となる。

全国二酸化炭素排出権取引機関は、全国二酸化炭素排出権の集中的且つ統一の取引を組織し、実行する責任がある。

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関は、全国二酸化炭素排出権登録、取引、決済等の活動および機関の運営状況、並びにその他の主要な状況を生態環境部に定期的に報告しなければならない。そして、全国二酸化炭素排出量権登録システムと全国二酸化炭素排出権取引システムの安全で、安定して確実に機能することを確実にする。

第6条 （各級生態環境主管部門の役割）

生態環境部は、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動に関する技術仕様の策定、地域の二酸化炭素排出割当枠配分、温室効果ガス排出の報告と検証に対するの監督・管理強化の職責を負う。また、国务院の他の関連部門と協力して、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動を監督・管理及び指導を行う。

省級の生態環境主管部門は、その行政区域内に於ける二酸化炭素排出枠の割当と支払い、温室効果ガス排出報告の検証等の関連活動を組織的に実行すること、及び監督・管理を行う責任がある。

地区に設置された市級の生態環境主管部門は、省級の生態環境主管部門に協力して、関連する具体的作業を実施し、併せて本法の関連規定に従って監督・管理を実施する責任を負う。

第7条 （全国二酸化炭素排出権登録機関、取引機関及び職員の遵守義務）

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関とその職員は、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動の技術仕様を遵守し、併せて取引監督・管理に関する他の関連国内当局の規定を遵守しなければならない。

第2章 温室効果ガスの重点排出企業

第8条 （重点排出企業の定義）

以下の条件に適合する温室効果ガス排出企業は、重点温室効果ガス排出企業（以下、重点排出企業と略称する）のリストに編入する。

- (1) 全国二酸化炭素排出権取引市場の対象産業に属する。
- (2) 年間の温室効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で2.6万トン以上。

第9条 （重点排出企業リストの確定と公開）

省級の生態環境主管部門は、生態環境部の関連規則に従って、その行政区域内の重点排出企業のリストを確定し、生態環境部に報告し、併せて社会に公開しなければならない。

第10条 （重点排出企業の義務）

重点排出企業は、温室効果ガス排出を管理・制御し、二酸化炭素排出データを報告し、二酸化炭素排出枠を清算し、取引及び関連する活動情報を公開し、併せて生態環境主管

部門の監督・管理を受け入れなければならない。

第 11 条（重点排出企業リストからの削除）

以下の何れかに該当する場合、リストを確定した省級生態環境主管部門は、関連する温室効果ガス排出企業を重点排出企業リストから削除しなければならない。

- (1) 2年連続で温室効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で2.6万トン以下。
- (2) 停止、閉鎖又は他の理由により生産事業活動を実施しなくなり、温室効果ガスを排出しなくなった。

第 12 条（重点排出企業への編入）

温室効果ガス排出事業者が重点排出企業リストへの編入を申請した場合、リストを確定した省級生態環境主管部門は実地確認を行わなければならない；実地確認によって本弁法第 8 条の要件に適合していることが確認された場合、重点排出企業リスト編入しなければならない。

第 13 条（地方二酸化炭素排出権取引試行市場への参加制限）

全国二酸化炭素排出権取引市場の重点排出企業に編入されている場合、地方の二酸化炭素排出権取引試行市場に参加できない。

第 3 章 割当枠及び登録

第 14 条（年度二酸化炭素排出割当枠の割り当て）

生態環境部は、国の温室効果ガス排出規制要件に従って、経済成長、産業構造調整、エネルギー構造の最適化、大気汚染物質排出の共同制御等の要素を総合的に考慮し、二酸化炭素排出割当総量を決定し割当枠案を策定する。

省級生態環境主管部門は、生態環境部が策定した二酸化炭素排出割当総量に基づいて割当枠案を確定し、行政区域内の主要排出組織体に対して年度二酸化炭素排出割当枠を割り当てなければならない。

第 15 条（無料割当てと有償割当て）

二酸化炭素排出割当枠の割り当ては、主に無料の割当て枠であり、関連する国の要件に従って適時に有償割当てを導入することができる。

第 16 条（二酸化炭素排出割当枠の通知と再審査）

省級生態環境主管部門が二酸化炭素排出割当枠量を確定した後、書面で重点排出企業に通知しなければならない。

重点排出企業が割当てられた二酸化炭素排出割当枠量に対して異議がある場合、通知を受領した日から 7 営業日以内に、割当枠量を割り当てた省級生態環境主管部署に再審査を申請することができる；省級生態環境主管部門は、再審査申請の受領日から 10 営業日以内に審査の決定を下さなければならない。

第 17 条（全国二酸化炭素排出権登録システムへのアカウント開設）

重点排出企業は、全国二酸化炭素排出権登録システムにアカウントを開設し、関連する事業運営を行う必要があります。

第 18 条（重点排出企業の合併、分割等の場合の処置）

重点排出企業が合併、分割等により、事業者名称や二酸化炭素排出割当枠量等を変更

する必要が生じた場合、所在地の省級生態環境主管部門に報告し、審査を受けた後、全国二酸化炭素排出権登録機関に変更登録申請をしなければならない。全国二酸化炭素排出権登録機関は、全国二酸化炭素排出権登録システムを通して変更登録し、社会に公表しなければならない。

第 19 条 （二酸化炭素排出割当枠の自主返上）

国家は、重点排出企業、機関及び個人が、温室効果ガス排出の削減等の公共福祉の目的で、二酸化炭素排出割当枠を自主的に取り消すことを奨励する。

自主的に取り消された二酸化炭素排出割当枠は、国家二酸化炭素排出割当枠総量から同量減量され、再度の割当て、登録或いは取引は行われぬ。取消しに関する関連状況は一般に公開しなければならない。

第 4 章 排出権取引

第 20 条 （全国二酸化炭素排出権取引市場での取引商品）

全国二酸化炭素排出権取引市場の取引商品は二酸化炭素排出割当枠であり、生態環境部は関連する国内規定に基づいて、適時、その他取引商品を追加することができる。

第 21 条 （取引主体）

重点排出企業と関連する国内取引規則に適合している機関および個人は、全国二酸化炭素排出権取引市場における取引主体である。

第 22 条 （二酸化炭素排出権取引の方法、取引市場の役割）

二酸化炭素排出権取引は、全国二酸化炭素排出権取引システムを通じて実施され、合意による譲渡、一方向入札、又は規定に適合したその他の方法をとることができる。

全国二酸化炭素排出権取引機関は生態環境部の関連規則に従って、効果的な措置を講じ、全国二酸化炭素排出権取引市場が、温室効果ガス排出削減の効果を発揮し、過度の投機的な取引行為を防ぎ、市場の健全な発展を維持する役割を果たすようにする。

第 23 条 （取引結果情報の更新）

全国二酸化炭素排出権登録機関は、全国二酸化炭素排出権取引機関が提供する取引結果に基づいて、全国二酸化炭素排出権登録システムを通じて取引主体の関連情報を適時、更新する。

第 24 条 （データ交換）

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関は、関連する国内規定に従って、適時、正確且つ安全なデータ交換を実現しなければならない。

第 5 章 排出量の検査及び割当額の清算

第 25 条 （温室効果ガス排出報告の作成）

重点排出企業は、生態環境部が制定した温室効果ガス排出量の計算と報告に関する技術仕様に従って、前年度の温室効果ガス排出について、排出量を明記して、報告書を作成し、併せて、毎年 3 月 31 日迄に、生産事業場所在地の省級生態環境主管部門に提出しなければならない。排出量報告に含まれるデータの元記録と管理台帳は、5 年間以上保管しなければならない。

重点排出企業は、温室効果ガス排出報告に対しての信憑性、完全性、正確性に責任を負う。重点排出企業が作成した年度温室効果ガス排出報告は、国家的秘密及び商業上の秘密を除いて、定期的に公開され、社会的監督を受けなければならない。

第 26 条 （温室効果ガス排出報告に対する検証）

省級生態環境主管部署は、重点排出企業の温室効果ガス排出報告に対する検証を組織的に実施し、検証結果を重点排出企業に通知しなければならない。検証結果は、主要排出事業者の二酸化炭素排出割当量枠の支払いの基礎として使用される。

省級生態環境主管部門は、政府のサービス購入方式を通して検証サービスを提供する技術サービス機関に委託することもできる。技術サービス機関は、提出した検証結果の信頼性、完全性、正確性に責任を負わなければならない。

第 27 条 （検証結果への異議と再審査）

重点排出企業が検証結果に対して異議がある場合、検証結果の通知日から 7 営業日以内に検証実施した省級生態環境主管部門に再審査を申請することができる； 省級生態環境主管部門は、再審査申請書の受領日から 10 営業日以内に再審査の決定を下さなければならない。

第 28 条 （二酸化炭素排出割当枠の支払い）

重点排出企業は、生態環境部が規定した期限内に、割当枠を割り当てた省級生態環境主管部門に前年度の二酸化炭素排出割当枠金額を支払わなければならない。支払金額は、省級生態環境主管部門の検証結果によって確認された当該事業者の前年度の温室効果ガス実排出量以上でなければならない。

第 29 条 （自主的排出削減による支払い相殺）

重点排出企業は、毎年、国が認定した自主的排出削減量を用いて、二酸化炭素排出割当枠の支払いを相殺できる。相殺率は、支払われるべき二酸化炭素排出割当枠の 5%を超えてはならない。関連規定は、生態環境部が別途制定する。

相殺に用いられる国が認定した自主的排出削減量は、全国二酸化炭素排出取引市場の割当管理に含まれる排出削減プロジェクト由来のものであってはならない。

第 6 章 監督管理

第 30 条 （上位の生態環境部門による指導）

上位の生態環境主管部門は、下位の生態環境主管部門の主要排出事業者リストの確定、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動状況の監督・検査及び指導を強化しなければならない。

第 31 条 （市級以上の生態環境部門による監査）

地区の市級以上の地方生態環境主管部門は、重点排出企業の温室効果ガス排出報告の検証結果に基づいて、監督・検査の焦点と頻度を決定する。

地区の市級以上の地方生態環境当局は、“双随机、一公開”（“ランダム抽出検査、結果公開”）の方法を採用し、重点排出企業の温室効果ガス排出と炭素排出割当枠支払い状況を監督・検査し、関連状況を手順に従って生態環境省に報告しなければならない。

第 32 条 （年度二酸化炭素割当枠等の情報公開）

生態環境部と省級生態環境主管部門は、職責分担に従って、重点排出企業の年度二酸化炭素排出割当枠の支払等の情報を定期的に公開しなければならない。

第 33 条 （リスク管理計画の策定、職権乱用の禁止）

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関は、国家取引監督管理等の関連規制を遵守し、リスク管理制度と情報開示制度を確立し、リスク管理計画を策定し、二酸化炭素排出権の登録、取引、決済等に関する情報を適宜公開しなければならない。

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関の職員は、職務を利用して不法利益を求めたり、事業秘密を漏洩したりしてはならない。

第 34 条 （取引主体の違反に対する措置）

取引主体が炭素排出権登録、決済或いは取引に関する規定に違反した場合、全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関は、関連する国の規定に従って、その事に対する取引制限の措置を講じることができる。

第 35 条 （一般市民等への奨励）

一般市民、新聞等報道媒体が、重点排出企業及びその他の取引主体の二酸化炭素排出権取引及び関連活動に対して、監督を行うように奨励する。

重点排出企業及びその他取引主体は、生態環境部の関連規則に従い、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動の情報を適宜開示し、意識的に公衆による監督を受け入れなければならない。

第 36 条 （市民等による通報）

市民、法人及びその他の組織が、重点排出企業及びその他の取引主体が本弁法の規定に違反していることを発見した場合、地区の市級以上の生態環境主管部署に報告する権利を有する。

報告を受けた生態環境主管部門は、法に従って処理し、併せて関連規則に従って処理結果をフィードバックし、同時に報告者の秘密を保守しなければならない。

第 7 章 罰則

第 37 条 （上級行政機関による処分）

生態環境部、省級生態環境主管部門、地区の市級生態環境主管部門の関連職員が、全国二酸化炭素排出権取引及び関連活動の監督・管理において、職権を乱用したり、職務を怠ったり、私的な不正行為を行ったりした場合、上級行政機関或いは監督機関から訂正を命じられ、併せて法に従って処分される。

第 38 条 （生態環境部による処分）

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関とその職員は、本弁法の規定に違反し、以下の何れかの行為を行った場合、生態環境部は法に従って処分し、併せて処理結果を一般に公開する。

- (1) 職務を利用して、不当な利益を得る。
- (2) 職権等の乱用、職務の怠慢、私的な不正行為。

全国二酸化炭素排出権登録機関及び全国二酸化炭素排出権取引機関及びその職員が、

本弁法の規定に違反し、関連する事業秘密を漏洩した場合或いは国内取引管理監督規定の違反等を行った場合、他の関連規定に従って処理される。

第 39 条 （虚偽・隠蔽報告に対する処分）

重点排出企業が、虚偽や隠蔽のある温室効果ガス排出報告を行った場合、或いは温室効果ガス排出報告義務の履行を拒絶した場合、生産事業所が所在する市級以上の生態環境主管部門は、期限内の改善を命じ、1 万元以上 3 万元以上の罰金課す。期限内に改善が行われない場合、重点排出企業の生産事業場所の所在する省級生態環境主管部門が温室効果ガスの実排出量を計算し、斯の排出量を二酸化炭素排出割当枠の;支払い根拠とする； 虚偽報告及び隠蔽報告の部分に対して、次年度の二酸化炭素排出量割当枠を等量削減する。

第 40 条 （二酸化炭素排出割当枠の支払い未履行の場合の処分）

重点排出企業が期限内に二酸化炭素排出割当枠の支払いをできなかった場合、その生産事業所が所在する市級以上の生態環境主管部門は、期限内の改善を命じ、2 万元以上 3 万元以下の罰金を科す； 期限内に改善されない場合、未払い部分に対して、重点排出企業の生産事業所の所在する省級生態環境主管部門は、次年度の二酸化炭素排出割当枠を同等量削減する。

第 41 条 （犯罪を構成する場合の処置）

本弁法の規定に違反し、犯罪を構成している疑いがある場合、関連する生態環境主管部門は、法に従って司法機関に移管しなければならない。

第 8 章 附則

第 42 条 （用語の意味）

本弁法中における以下の用語の意味は次の通り：

- (1) 温室効果ガス：大気中にて赤外線を吸収・再放出する自然及び人工のガス成分を指す。二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) を含む。
- (2) 二酸化炭素排出量：石炭、石油、天然ガス、その他の化石エネルギーの燃焼活動及び工業生産プロセス、並びに土地利用の変化や林業活動等によって生成される温室効果ガスの排出量を指す。また、購入した電気や熱の使用によって引き起こされる温室効果ガスの排出も含まれる。
- (3) 二酸化炭素排出権：重点排出企業に割り当てられた規定の期間内に於ける二酸化炭素排出割当枠を指す。
- (4) 国家認定自主的排出削減量：国内に於ける、再生可能エネルギー、林業による炭素吸収、メタンの利用等のプロジェクト的温室効果ガス排出削減効果の定量的検証があるものを指す。また、国の温室効果ガス自主的排出削減取引登録システムに登録されている温室効果ガス排出削減量。

第 43 条 （施行日）

本弁法は、2021 年 2 月 1 日から施行される。